

提 案 理 由

議案第78号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成28年4月1日から施行されたことに伴い、養父市国民健康保険税条例について、所要の改正を行うとともに、国民健康保険特別会計の財政安定を図るため、平成28年度国民健康保険税の税率等を改正するものである。

なお、施行日は公布の日から等である。

【改正内容】

- ・国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の改定
基礎課税額に係る課税限度額 52万円 → 54万円
後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額
17万円 → 19万円
- ・国民健康保険税の軽減措置の改定
5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定
26万円 → 26.5万円
2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定
47万円 → 48万円
- ・平成28年度1人当たりの国民健康保険税額
医療費給付分 56,100円
後期高齢者支援金分 22,900円
介護納付金分 26,100円

議案第79号

養父市氷ノ山国際スキー場の指定管理者の指定について

理 由

公の施設の管理を指定管理者に行わせたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【施設の名称】

養父市氷ノ山国際スキー場

【指定管理者】

兵庫県養父市丹戸896番地2
株式会社マックアースフーズ

代表取締役 一ノ本 三千代

【指定の期間】

平成28年8月1日～平成31年7月31日